

欧州知的財産ニュース

2005年5月号 (Vol. 9)

2005年5月31日

JETRO テュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください)

今月の特集

- ・ EUバイオ指令後のフランス及びドイツにおけるバイオ発明の法的保護について

特許

【欧州特許・共同体特許】

- ・ 英国、ロンドンアグリーメントを発効に向けて一步前進
- ・ 欧州特許出願の動向・予測レポートが公表される
- ・ ラトビア、EPCに加盟、全加盟国31カ国へ
- ・ 2005年4月からのEPOの手続面・料金面における変更点一覧

【バイオテクノロジー・生物多様性】

- ・ EPO審判部、バイオパライシーに関する特許取消決定維持審決
- ・ EPO審判部、モンサント特許を限定された形で有効判断
- ・ ハーバートマウス特許に関するEPO審決公表される
- ・ スイス、特許法改正案に関する司法警察省報告書を公表

【医薬品】

- ・ トー八閣僚宣言パラ6履行のためのEU規則の修正案が公表される
- ・ 英国特許庁、パラ6履行規則のためのコンサルテーションを開始

【コンピュータ】

- ・ EU閣僚理事会、コンピュータ実施発明の指令修正案を採択
- ・ EPO審判部、コンピュータ実施発明の特許性に関して審決

意匠・商標

- ・ 欧州議会法務委員会、EU意匠指令の改正案に関する作業文書を公表

地理的表示

- ・ WTO紛争パネル、EU地理的表示保護規則についてパネル報告書を公開

- ・ フェタチーズはギリシアのGI E.C.Jの法務官意見

不正競争防止法

- ・ 閣僚理事会、消費者に対する商業上の不公正行為に関する指令案を採択
- ・ 「eu」の導入準備進む

模倣品・海賊版対策

- ・ 欧州委員会、エンフォースメント指令の適用範囲についての解釈を示す
- ・ 欧州委員会、EU域外でのP侵害について調査を開始
- ・ 英国特許庁、「エンフォースメント年次報告書2004」を公表

特許情報・電子出願

- ・ EPO、「Online European Patent Register」及び「Online File Inspection」を「Register Plus」へ統合

その他

- ・ ドイツ特許庁、2004年年次報告書を公表
- ・ 英国労働党、総選挙でのマニフェストでP改革を公約
- ・ 国際商工会議所、Pロードマップ2005を公表
- ・ 南アフリカ諸国、EFTA同盟とのFTA交渉でTRIPSプラスを拒否

欧州知的財産ニュースは、JETROテュッセルドルフセンター-産業財産権調査員(岩崎、濱野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tcd@jetro.go.jp まで。Copyright(C)2004JETROテュッセルドルフセンター-(岩崎、濱野)All rights reserved. 本メールの掲載内容を許可なく転載すること、配信された電子メールの第三者への転送、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

今月の特集

・EUバイオ指令後のフランス及びドイツにおけるバイオ発明の法的保護について

Sven J.R. Bostyn 博士の見解を掲載 --- 英文はこちら --- --- 和訳はこちら ---

特許

【欧州特許・共同体特許】

・英国、ロンドンアグリーメント発効に向けて一歩前進

欧州特許出願に関するコストの大きな部分を占める翻訳費用を低廉にする試みと採択されている「ロンドンアグリーメント」については、昨年2月に批准・加入したドイツに引き続き、英国においても、最近、英国特許庁が実施したpublic consultationにおいてpositiveな結果が得られたことから、同アグリーメントを国内法化するための法案が議会で可決されている(4月6日発効)。

--- 詳しくはこちら ---

・欧州特許出願の動向・予測レポートが公表される

欧州特許庁(EPO)は、2004-06年の三年間の出願予測を出願人への調査結果に基づき分析し報告書を公表した。これは、EPOの今後の業務負担を事前に予測し財政的にも適切に対応できるようにすることを目的として実施されたものであり、EPC通常出願、Euro-PCT出願・国際段階及び域内段階の予測、外国出願の動向等の分析がなされており興味深い。

--- レポートはこちら ---

・ラトビア、EPCに加盟、全加盟国31カ国へ

4月5日、ラトビアはEPC及びEPC2000への加入書を寄託した。7月1日から加盟国となりこれによりEPC全加盟国数は31となる。ラトビアをEPC出願の指定国とするのは7月1日以降でなければできないが、6月中に出願されたものについては、出願人が7月1日を出願日とすることを出願時に明示的に希望すれば、ラトビアを指定国とすることができるとの経過措置が設けられている。PCT出願については、ラトビア国民やラトビアに主要な営業地や居所を有している者は、7月1日以降、EPOを受理官庁としてPCT出願をすることが可能となる。また、7月1日より前の国際出願日を有するPCT出願を基礎としてラトビアを指定国とする欧州特許を取得することはできないが、そのPCT出願がラトビアを単独で指定国としていけばラトビアの国内特許として付与され得る。さらに7月1日より前の出願日を有するPCT出願については、欧州域内段階に入った時点でラトビアを指定しても、その指定は法的に無効である。ただし、従前からEPOとラトビアとの拡張協定が存在しており7月1日のEPC加盟により当該拡張協定は終了するものの、7月1日より前の出願日を有する欧州特許出願やPCT出願については、なお拡張協定の適用があるとしている。

--- EPOからのプレスリリースはこちら---

・2005年4月からのEPOの手続面・料金面における変更点一覧

ただし、EESRの発行は7月から ---詳しくはこちら---

【バイオテクノロジー・生物多様性】

・EPO審判部、バイオパライシーに関する特許取消決定維持審決

EPO審判部は、3月8日、米国 Thermo Trilogly 社の特許 (EP436257) に対して異議部がした取消決定を維持し、特許を取り消す旨の判断を示した。この特許は、ニーム油を利用した特許で、インド一地方に古くから伝わるニームの木の油を利用した発明でバイオパライシーに当たるとして異議申立がなされ取消決定が出された。これを不服として権利者側から審判請求がされていたものである。異議申立をしたのは、インドの環境保全運動家の Vandana Shiva 氏、欧州議会議員で欧州議会緑の党党首の Magda Aelvoet 氏及び International Federation of Organic Agriculture Movements という団体で、彼らは今回の審決について、途上国の保有する遺伝資源・伝統的知識のバイオパライシーに関する最初の決定であるとして歓迎している。審判手続では、権利者側からクレームの訂正請求がなされたが、方式上の理由で却下され、特許付与時のクレームで新規性、進歩性等の特許要件が審理されたため、取消決定が維持されたと言われている。

---Thermo Trilogly 社の特許 (EP436257) の出願経過情報はこちら---

・EPO審判部、モンサント特許を限定された形で有効判断

EPO審判部は、4月6日、米国モンサント社の除草剤耐性の植物に関する特許 (EP546090) について、限定された形で特許を維持する旨の決定をした。これは96年に付与された当該特許に対する異議決定を不服として、シンゲンタ社やドイツ・グリーンピース及び権利者であるモンサント社から2001年に請求された審判に対する決定で、公開ヒアリングを開催後になされたものである。審判において、モンサント社は異議決定の取消を求めたのに対し、シンゲンタ社やグリーンピースは、植物品種への特許付与そのものを問題視していた。

EPO審判部は欧州域内段階の最終審であり、今後は各国国内段階に入るため各国において個別に特許の有効性を争うしか道はない。今回の決定にはNGOから生命倫理に反するとの非難も出されている。

--- EPOからのプレスリリースはこちら---

・ハーバードマウス特許に関するEPO審決公表される

昨年、EPO審判部決定により「遺伝子改変ネズミ("transgenic mice")」に限定して特許維持されることとなった「ハーバードマウス特許」(EP0169672)に関する審決全文(T_0315/03)が4月19日公表された。

ハーバードマウス特許は、EPOによる最初の遺伝子改変動物に対する特許と言われており、細胞にガンを引き起こす遺伝子(活性化腫瘍遺伝子)を胎児段階で導入することにより作出したヒト以外の哺乳動物」に関するもの。92年の権利付与に対し、動物保護団体、環境団体等から多数の異議申立がされたところ、EPO異議部は、クレームの対象を「オンコマウス」("transgenic rodents with cancerous gene")に限定して維持決定したが、審判部に不服申立がされ、昨年7月6日、クレームの対象をさらに「ネズミ」("transgenic mice")に限定して維持することとなった。
--- 審決全文はこちら ---

・スイス、特許法改正案に関する司法 警察省報告書を公表

昨年6月、スイス連邦会議 (Bundesrat、日本でいえば内閣に相当)が、司法 警察省に対し命じた特許法の改正に向けた第2回目の協議は、7月から10月にかけて実施されたが、その報告書が公表されている。

もともとの改正論議は、バイオ発明の保護をEU指令並にすべきか否かを発端として、その後新たな論点も盛り込んで行われてきたものである。主な論点としては (1)バイオ発明の保護のあり方、(2)EPC2000の批准、(3)ロンドンアグリーメントの批准、(4)PLTの批准、(5)輸出目的強制実施権のWTO決議、(6)並行輸入、(7)連邦特許裁判所の設置、(8)弁理士資格の設定、(9)模倣品 海賊版対策について、関係者からの意見を聴取してまとめられている。

今後は、報告書を踏まえてスイス連邦会議から連邦議会に法案が提出され、議会において審議されるのが本年秋頃になるといわれている。順調にいけば来年には法案の採決がなされることになるが、議会の決定に対して多数の国民からの反対署名が集まると、スイス国民による直接投票にまで至る場合がありうると言われている。

--- 報告書の原文 (独語)はこちら ---

--- 報告書の和訳はこちら ---

【医薬品】

・ドーハ閣僚宣言パラ6履行のためのEU規則の修正案が公表される

医薬品製造能力のない/不十分な国に対する輸出を目的とした強制実施権の発動をEU域内で可能とする規則の修正案が、3月24日付けで公表されている。これは、WTOドーハ閣僚宣言「TRIPSと公衆衛生」パラグラフ6に関する一般理事会決定を受け、EU域内で実施可能するための手続・条件を定めたものであり、エイズ、マラリア、結核等の感染症が蔓延しているアフリカ諸国の技術水準の現状において、当該国において強制実施権を設定しコピー薬の製造を許可したとしても、そもそも医薬品の製造能力がないか又は不十分な場合が多いことからその実効性が期待できないことを背景として、代わりに医薬品製造能力を有するEU国においてアフリカ諸国向けに輸出することを目的とする強制実施権を設定可能とするものである。

WTOでは、TRIPS協定の改正(協定31条(f)関連)に向けた議論を3月31日までに終了させる予定であったが、議論が収束せず期限を過ぎてしまい、今後の展望が見出せずにいる。

--- EU規則の修正案はこちら ---

--- ドーハ閣僚宣言「TRIPSと公衆衛生」はこちら ---

--- パラ6に関する一般理事会決定はこちら---

英国特許庁、パラ6履行規則のためのコンサルテーションを開始

英国特許庁は、トー八閣僚宣言パラ6履行のためのEU規則案についての一般からの意見募集を開始している。具体的には、英国特許庁側が用意した個別の質問にコメントを提出する形で実施されており、例えば、現在のEU規則案は一般理事会の決定を公正に反映させたものであるか否か、このシステムの受益国（すなわちコピー薬輸入国）として、WTOに加盟していない後発開発途上国や開発途上国にも範囲を拡大すべきか否か、権利者に対する適正な報酬はどのように決定されるべきか否か、コピー薬の還流防止措置は十分か否かといった質問が設けられている。なお、コメント提出は5月23日を期限としていた。

--- 英国特許庁の記事はこちら---

コンピュータ

・EU閣僚理事会、コンピュータ実施発明の指令修正案を採択

3月7日、オープンソース陣営から激しいロビー活動を受けていたコンピュータ実施発明の特許性に関する指令案について、(競争力)閣僚理事会は、欧州議会(第1読会)の大幅な修正を実質的に無視した、ほぼ欧州特許庁の現行実務を追認したコンポジションを採択した。現在、欧州議会の第2読会に議論の舞台が移っており、法務委員会で激しい議論が行われている模様。

--- 詳しくはこちら---

・EPO審判部、コンピュータ実施発明の特許性に関して審決

コンピュータ実施発明の特許性、特に非技術的特徴(non-technical features)に関し、3月17日、EPOの技術審判廷は、従来の審決を踏襲した審決をした(T 0531/03、審決公表は4月28日)。これによれば、進歩性を判断する際、EPC 52条(2)の意味における非発明に関連した特徴(いわゆる「非技術的特徴(non-technical features)」)は、進歩性の存在をサポートしない。進歩性を判断する際に、技術的観点と非技術的観点による貢献を等しく考慮しようとするのは、EPCとは整合的ではないとしている(審決の2.5、2.6を参照)。

--- 審決全文はこちら---

--- 対応する日本出願に関してはこちら---

意匠・商標

・欧州議会法務委員会、EU意匠指令の改正案に関する作業文書を公表

昨年9月に欧州委員会から公表された、EU意匠指令の改正案について、欧州議会の法務委員会は意匠権の保護に与える一般的な影響を懸念し、特に潜在的な負の影響を調査するための作業文書を用意し公開している。

この改正案は、以下の2点をポイントとするものである。

(1) 複合製品の修復のために使用される構成部品 (スペアパーツ)には登録意匠の保護は及ばない。

(2) 消費者は、スペアパーツの出所(origin)について十分に告知されなければならない。

スペアパーツの意匠保護については、EU意匠指令制定の際に議論が紛糾し妥協案として freeze plus アプローチ (指令成立時点での各国法制を維持し、仮に改正する場合であっても市場を自由化する目的とする場合にのみ改正可能とする方法)が採られていたが、欧州委員会は、当該パーツのうち visible なものについて一律に意匠保護を否定する改正案を提示した。これに対して欧州議会法務委員会は、市場自由化自体には賛成しつつも、提案の与える法的・経済的影響についてなお検討する必要があるとの姿勢を示している。

なお、この改正案については、英国特許庁も一般からの意見募集を行っている。英国では、二次的な市場における修理交換用スペアパーツの市場を開放しているため、今回の改正案により何等意匠法上の変更はないものの、影響を受ける産業界の声を聞くべく5月31日まで意見聴取を行っている。

---法務委員会の作業文書はこちら---

---英国特許庁からのプレスリリースはこちら---

---欧州委員会の改正案はこちら---

地理的表示

・WTO紛争パネル、EU地理的表示保護規則についてパネル報告書を公開

農産品・食品の地理的表示の保護に関するEU規則が差別的条項を含むとして、米国及び豪州からWTO紛争パネルに提訴されていた事件 (DS174 及び DS290)については、昨年12月にパネル報告書が当事者には示されていたが、その内容が3月15日公表された。この規則 (2081/92)は、EU域内の農産品・食品 (ハム、チーズ、ビール等)に係る地理的表示を保護するための規則であり、米国等は、この規則はEU域内の生産者と域外の生産者との間で差別的な取り扱いをしており、TRIPS協定3条1に規定する内国民待遇に違反するとし、加えて、GDP保護は、先行する商標権に与える影響も大きく問題であると主張していた。パネル報告書では、前者の点については、米国等の主張を受け入れたが、後者の点については、先行商標権への影響を認めつつも、かかる影響はTRIPS17条により正当化されるとし、米国等の主張を全面的には受け入れていない。パネル報告書は、EUのGDP保護制度を支持しつつも、内国民待遇違反とならないよう改正の必要があるとしていることから、報告書に対してはEUと米国双方とも勝利宣言をしており、玉虫色の決着と言われている。

このパネル報告書は、紛争解決理事会 (DSB)においてすでに採択されており、現時点で双方から上級パネルへ不服申し立てがなされていないため確定している。DSBの採択により、EU側は内国民待遇違反とされた点を改正する必要がある。DSBはその実施につき問題解決に至るまで監視することになる。具体的には、採択から30日以内にEUは実施の意向をDSBに通報す

る必要があり、実施期間が設定されてから6か月後、ステータスレポートをDSBに実施終了後まで提出することになっている。

なお、今回の議論の対象は、農産品・食品のGIに関する規則のみであり、ワイン・スピリッツのGIに関するEU規則は対象とされていない。

--- パネル報告書全文はこちら ---

--- 欧州委員会のプレスリリースはこちら ---

・フェタチーズはギリシアのGI ECJの法務官意見

「フェタ(Feta)」という地理的表示が一般名称化しているか否かを巡って、欧州委員会とドイツ・デンマークとの間で争われていた事件で、欧州裁判所(ECJ)の法務官(Advocate General)は、このGIは一般名称化しておらず、ギリシアのある地方で生産され、当該地方に由来する特性を備えたものであるとする欧州委員会側の主張を採用し、ドイツ・デンマーク側の主張を退けた意見を示した。法務官の意見は、法的拘束力をもつものではないが、事実上ECJの最終判断の基礎となることが多く、今回も法務官の意見をベースに判断が示される公算が高いと言われている。ECJの最終判断は本年中に発表されるものとされており、法務官意見どおりの判決の場合には、フェタと銘打って販売している非ギリシア産チーズは、2007年までに他の名称に変更して販売しなければならなくなる。変更せずに販売した場合には、製造そのものも含めて差止めの対象となる。

不正競争防止法

・閣僚理事会、消費者に対する商業上の不公正行為に関する指令案を採択

5月11日、閣僚理事会は、消費者に対する商業上の不公正行為に関する指令案(“Unfair Commercial Practices Directive”)を採択し成立させた。各国はEU官報告示後24か月以内にこの指令を履行する義務を負う。この指令は、各国法による規制の相違やそれに付随するコスト不安定性及び消費者の信頼を損なう様々な消費者保護に関する基準が、卸売業やサービスに関する域内の国境をまたがる市場が機能するにあたっての障害となってことに鑑み、消費者に対する商業上の不公正行為(unfair business-to-consumer commercial practices)、特に広告やマーケティング制に関するEU共通の基盤を設けることを目的としている。

この指令は、消費者に対するどのような商業上の行為が不公正(unfair)であるかにつき共通の基準を定めており、特に、この「不公正さ」の判断に関し、誤認させる行為(misleading)と攻撃的な行為(aggressive)の2つのカテゴリー分けをするとともに、判断の法的安定性に資するべく常に「不公正」と判断される行為のリスト(ブラックリスト)も列示している。

--- 詳しくはこちら ---

・「eu」の導入準備進む

昨年春に採択された「eu」をccTLD(country code Top Level Domain)とする計画について、欧

州委員会は2005年末から本格稼働するとして、「eu」TLDの登録管理運用を担当する非営利団体 EURid は、すでに ICANN(Internet Corporation For Assigned Names and Numbers)との間で導入に係る交渉を終え、本年4月には、エンドユーザーに代わって登録業務を代行する Registrars を承認し、登録指針を策定することになっている。2005年末の開始までには、「Sunrise Period」と呼ばれる経過期間が6~9か月程設けられ、先行する商標権等を保有している権利者が優先して「eu」TLD を取得できるようにすることで、いわゆるサイバースクワッティング(例えば、先行する商標権者以外の者が、当該商標を「eu」TLD として登録し、当該TLDを当該商標権者に売りつけるような行為)を防止しようとしている。

なお、Sunrise Period 中に申請のあったTLDは、先行する権利により有効にサポートされているかどうか審査される。Sunrise Period 終了後、EU域内に居住する者に広く登録申請が開放されることになる。

---欧州委員会からのプレスリリースはこちら--- ---「eu」TLDの説明資料はこちら---

模倣品・海賊版対策

欧州委員会、エンフォースメント指令の適用範囲についての解釈を示す

4月13日、欧州委員会は、昨年成立したPRエンフォースメント指令の適用範囲についての解釈を示した。それによれば、当該指令がカバーすべきPRの範囲として、著作権、著作隣接権、データベース製作者の固有の権利、半導体トポグラフィー製作者の権利、商標権、意匠権、特許権(補完的保護証に基づく権利を含む)、地理的表示、実用新案権、植物品種、商号(国内法で排他的権利として保護されている場合に限る)を最低限の範囲として挙げている。本指令は、模倣品・海賊版等の知的財産の侵害事件において、権利行使の確実なものとするために必要な手段・手続・救済措置等をEU域内で統一化するために制定されたもので、EU加盟国は2006年4月30日までに、国内法によって指令の内容を履行する義務を負う。

---欧州委員会からの告示はこちら---

欧州委員会、EU域外でのPR侵害について調査を開始

昨年6月に公表され、11月に採択された「第三国におけるPRエンフォースメント戦略ペーパー」に基づいて、欧州委員会は、EU域外での模倣品・海賊版等のPR侵害状況の本格的調査を開始する。これは具体的には、EU域外でのPR侵害に苦しむ企業、団体、商工会議所等を対象として被害状況に関する質問表に回答してもらい、調査結果に基づいて、優先監視国を特定し戦略上の優先項目を抽出しようとするものである。質問表への回答期限は5月17日とされている。

---欧州委員会貿易局からのプレスリリースはこちら---

英国特許庁、「エンフォースメント年次報告書2004」を公表

英国特許庁は、PRエンフォースメントに関与する政府機関、民間団体、利害関係者の目標と

取り組み状況をまとめた「エンフォースメント年次報告書 2004」を公表した。これは、昨年夏に策定された「IP犯罪防止戦略」に基づき、IP犯罪に対処する国内外及び中央・地方の関係諸機関・団体との連携を深めIP犯罪の状況を把握するとともに、今後の具体的目標を設定して報告書を毎年公表するとしたことによるものである。

---年次報告書はこちら---

--- IP犯罪防止戦略はこちら---

特許情報・電子出願

・EPQ (Online European Patent Register) 及び Online File Inspection を Register Plus へ統合

EPOが提供していた書誌情報・出願審査経過情報無料検索サービス (Online European Patent Register) と出願書類無料閲覧サービス (Online File Inspection) は、6月30日をもってサービス提供が終了し、今後は、Register Plus と呼ばれるサービスに発展的に統合されることになった。この Register Plus は、上述の2つのサービスに加えて、公報無料検索サービス esp@cenet 等のサービスとも結合されたワンストップサービスとして位置づけされており、これによりユーザーの検索時の利便性が図られるとしている。なお、Register Plus サービスを利用するには、ユーザー登録 (無料) を画面上で行い、ユーザー名とパスワードを取得する必要がある。

--- EPOのプレスリリースはこちら---

--- Register Plus へのアクセスはこちら---

その他

・ドイツ特許庁、2004年年次報告書を公表

ドイツ特許庁は、2004年の年次報告書を公表した (ドイツ語のみ)。これによれば、2004年の出願動向として特許出願件数は、前年比 1.5% 増の 57,784 件で、そのうち海外からの出願の占有率は、米国 22.1%、日本 14.9%、フランス 5.2%、オランダ 4.4%、スイス 3.5%、英国 3.1% の順。報告書には、上位 50 社の出願人名リストも掲載されている (10 頁)。審査済み件数は 33,862 件で 1.0% 増。特許付与件数は 16,819 件の 5.2% 減。

その他の出願動向については、実用新案は 1.1% 増の 20,129 件、商標については、国内出願は 6.2% 増の 65,918 件、マドプロ出願は 7.7% 減の 8,015 件、意匠は 9.4% 減の 48,293 件となっている。

---年次報告書はこちら---

・英国労働党、総選挙でのマニフェストで IP 改革を公約

英国労働党 (政権与党) の総選挙 (5月5日投票) 用マニフェストには、知的財産に関する事項にも言及があり、「デジタル時代における著作権」と題し、著作権その他の知的財産権の保護形態の改良を目指すとともに、本年7月から始まる EU 議長国の際に、コンテンツクリエイターが十分

な保護を享受できるようにし、海賊版対策を産業界と協調して行う旨、記載されている。

---詳しくはこちら (Chapter8 の該当箇所を参照)---

・国際商工会議所、ロードマップ2005を公表

知的財産権に係る最近の諸問題を幅広く取り上げ、ビジネスサイトからの取り組み姿勢と政府レベルに対する要望をコンパクトにまとめた「ロードマップ2005」が国際商工会議所 (本部パリ) から公表されている。ロードマップでは、特許法の実体調和 (含む遺伝資源へのアクセスと利益配分) や、EUのコンピュータ実施発明の特許性、医薬品アクセス等の政治問題化したアジェンダにも言及されており、また、世界レベルで氾濫する模倣品・海賊版の問題も取り扱っている。

---ロードマップ本文はこちら---

・南アフリカ諸国、EFTA同盟とのFTA交渉でTRIPSプラスを拒否

南アフリカ関税同盟諸国 SACU (南ア、ボツワナ、ナミビア、レソト、スワジランド) と EFTA 同盟諸国 (スイス、ルウウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン) との自由貿易協定交渉において、EFTA が提出した医薬品・植物分野での TRIPS プラスの義務履行要望を SACU 側が拒絶し、P 分野での亀裂が生じている。医薬品分野では、EFTA 側は医薬品販売承認のための臨床試験データの保護 (TRIPS 39 条 3 関連) を 5~10 年間の期間保護すべしと要求するとともに、新薬に対する 5 年の実質的な特許権存続期間の延長を求めたが、SACU 側はジェネリック薬の競争を阻害し、自らの医薬品へのアクセスの障害となるとして反発している。また、植物分野では、バイオテクノロジーを基にした発明に特許を付与し、91 年の UPOV 条約に加盟すべしと要求した (TRIPS 27 条 3 (b) 関連) が、SACU 側は、自らの農民の権利を脅かすものであり、生物多様性及び食料安全保障への危機となるものであるとしている。これらの EFTA 側の要求については、NGO 側からも警戒されており、SACU 側の拒絶反応も NGO からのサポートが背後にあるといわれている。SACU との FTA 交渉では、米国も同様に P 分野で対立を深めており、P 分野を除いた FTA が締結されるのではないかと推測もされている。

--- NGO 「Bern Declaration」の EFTA への非難声明はこちら---

--- NGO が SACU 及び EFTA の政府担当者へ向けた公開質問状はこちら---